		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものを1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ学年・学期の始めに案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けたが、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けたが、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．自治体ごとにウェブサイトや学校名文言の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
35	35	20	13	14	12	28	14	27	4	2	5	5	0	1	32	0	2	2	26	3	5	0	0	0	1	1	17	0	5	12	0	6	6
山形県	山形市	○	○	○		○		○							○						○								○	○			
山形県	米沢市	○			○										○				○											○			
山形県	鶴岡市	○	○	○	○		○	○			○						○	申請月の翌月1日に認定。新入学児童生徒は別に申請締切を設定。令和5年度より在校生、転校生は入学式前まで は申請月1日遡及認定としている	○														○	新入学は理解しやすいQ&A式のチラシで制度周知
山形県	酒田市	○				○		○	○						○				○								○						
山形県	新庄市	○				○	○	○							○				○								○						
山形県	寒河江市		○		○		○								○				○								○						
山形県 |上山市	○			○	○	○	○							○				○								○						
山形県	村山市	○	○	○		○		○							○				○													○	ホームページ等に掲載して周知している。
山形県	長井市	○				○		○							○						○											○	なし
山形県	天童市	○	○		○	○		○							○				○													○	転入者に就学援助制度のお知らせを配布している。
山形県	東根市	○	○	○		○	○	○									○	随時申請を受け付けており、申請日の翌月以降分から援助。ただし4月中の申請については年度当初分から援助。	○										○				
山形県	南陽市				○	○	○	○							○										○	連絡の申請は希望者が学校に提出している。ただし、入学前支給の申請については、希望者が教育委員会に提出している。	○						
山形県	山辺町				○			○							○					○							○						
山形県	中山町	○	○			○		○							○					○							○						
山形県	河北町	○				○			○	○					○				○											○			
山形県	西川町	○		○	○	○	○	○							○				○											○			
山形県	朝日町				○	○		○							○				○											○			
山形県	大江町		○			○	○	○							○				○										○	○			
山形県	大石田町		○	○		○	○	○							○						○									○			
山形県	金山町					○		○			○	必要に応じて福祉部局との潜在的な該当者情報の共有（民生委員への制度周知等）			○				○								○						
山形県	最上町		○	○		○	○	○			○	各学校でのPTA総会や1日入学等で、制度の説明を行う。			○				○													○	町の広報紙・HPにて周知を行なっている。
山形県	舟形町					○		○							○				○											○			
山形県	真室川町			○		○	○	○							○				○									○					
山形県	大蔵村					○		○	○						○				○								○						
山形県	鮭川村	○				○									○				○											○			
山形県	戸沢村					○									○				○								○						
山形県	高畠町	○		○	○	○	○	○							○				○								○						
山形県	川西町	○		○	○	○	○	○							○				○								○						
山形県	小国町			○		○		○							○				○								○						
山形県	白鷹町		○	○											○				○								○						
山形県	飯豊町	○		○		○	○	○							○						○						○						
山形県	三川町	○	○						○		○	教育委員会から新入学児童生徒のいる世帯へ、学校・保育園・幼稚園を通してお知らせを通知。			○				○										○			
山形県	庄内町	○		○				○							○						○						○		○	○			
山形県	遊佐町				○	○					○	・小学校では、入学説明会時に制度内容の説明を行う。（書類は配布しない。） ・学校集金が未納の世帯には、学校から就学援助制度の内容を説明している。			○				○															○	就学時健康診断時に制度について説明し、周知文書・申請書・記入例を一緒に配布。周知文書には問い合わせ先（学校）の電話番号を記載。

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用をゼロにしているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそもだれ一人対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 地内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内（配布は各校が行っている場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エにO をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象児童が増えると、支給決定額に転嫁（転用）へした場合の形式など、事務業務量が増加するから	エ. 入学前支給と就園奨励費（義務教育段階）減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
30	36	27	2	8	0	0	0	0	27	0	0	2	0	0	0	0	0	3	8	16	0	9	8	8	11	11	7	2	0	3	1	1	0	2	0	4	2	0	2
山形県	山形市	○							○										○			○	○	○															
山形県	米沢市	○							○											○					○														
山形県	鶴岡市	○							○										○						○														
山形県	酒田市	○							○											○		○				○													
山形県	新庄市	○							○										○								○												
山形県	寒河江市	○							○											○		○	○				○												
山形県	上山市	○							○											○					○														
山形県	村山市	○							○											○		○	○	○		○													
山形県	長井市	○							○									○									○			○									
山形県	天童市	○							○											○		○	○		○														
山形県	東根市	○							○											○		○	○					○											
山形県	尾花沢市	○							○											○		○	○	○	○	○				○									
山形県	南陽市	○							○									○							○	○													
山形県	山辺町	○							○										○						○														
山形県	中山町	○							○											○							○												
山形県	河北町	○							○											○						○													
山形県	西川町	○							○									○						○	○	○	○												
山形県	朝日町		○									○																											
山形県	大江町			○																														○		○			
山形県	大石田町	○							○											○				○		○													
山形県	金山町			○																																	○		町単独事業で入学祝金制度を実施しているため。
山形県	最上町	○							○											○						○													
山形県	舟形町			○																																○			
山形県	真室川町	○							○											○				○		○													
山形県	大蔵村			○																														○		○			
山形県	鮭川村			○																																	○		入学祝い金として、村内の入学前の児童に一律で入学児童支給の制度を設けているため。
山形県	戸沢村	○							○										○				○									○	就学時健診の際に教育委員会担当者が説明・配布								
山形県	高畠町	○							○										○						○														
山形県	川西町	○							○										○			○	○	○	○	○		○											
山形県	小国町			○																																○			
山形県	白鷹町	○							○											○				○															
山形県	飯豊町	○							○										○			○			○	○				○									
山形県	三川町	○							○											○							○												
山形県	庄内町	○							○											○							○												
山形県	遊佐町		○									○																											

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施をしてはいるが、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童からその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校> （2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以降	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に比べ事務量が増加するから	エ．入学前支援による保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	5．実社会変容等の認定について（重複可能） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実社会変容等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を定め、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度により対応	オ．新たに認定基準等を整理することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
30	36	27	2	8	0	0	0	0	27	0	0	2	0	0	0	1	0	4	7	10	0	1	0	4	2	0	2	10	3	17	2	0	2	1	1
山形県	山形市	○							○										○											○					
山形県	米沢市	○							○											○										○					
山形県	鶴岡市	○							○										○											○					
山形県	酒田市	○							○											○											○				
山形県	新庄市	○							○										○								○								
山形県	寒河江市	○							○											○								○							
山形県	上山市	○							○											○							○								
山形県	村山市	○							○											○								○							
山形県	長井市	○							○									○									○								
山形県	天童市	○							○											○							○								
山形県	東根市	○							○											○										○					
山形県	尾花沢市	○							○											○													○		
山形県	南陽市	○							○									○									○								
山形県	山辺町	○							○										○								○								
山形県	中山町	○							○							○														○					
山形県	河北町	○							○											○														○	特に対応していない。
山形県	西川町	○							○									○									○								
山形県	朝日町		○									○																		○					
山形県	大江町			○																				○						○					
山形県	大石田町	○							○											○										○					
山形県	金山町			○																					○	町単独事業で「入学祝金制度」を実施しているため。				○					
山形県	最上町	○							○											○							○								
山形県	舟形町			○																				○									○		
山形県	真室川町	○							○											○										○					
山形県	大蔵村			○																		○		○			○								
山形県	鮭川村			○																					○	入学祝い金として、村内の入学前の児童に一律で入学準備金支給の制度を設けているため				○					
山形県	戸沢村	○							○									○												○					
山形県	高畠町	○							○										○											○					
山形県	川西町	○							○										○											○					
山形県	小国町			○																				○							○				
山形県	白鷹町	○							○											○								○							
山形県	飯豊町	○							○										○											○					
山形県	三川町	○							○											○							○								
山形県	庄内町	○							○											○										○					
山形県	遊佐町		○									○																		○					

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額（支給）に関する係数（倍率）		（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4. （3）でソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 病院・村役場の休業日	ウ. 年末年始の休業日	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 市町村の民生委員	キ. 市町村の議会	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母・父・祖母・祖父の調査	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の払い戻し、学級費が安い、給食費が安い者に不自由していると手帳で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 給食の費目数が多い者	ス. 母親が職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による受け付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.15倍、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して掛けるもの）（例：生活保護の1.3倍額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費（2）に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護基準額、又は同基準額に一定の係数（倍率）を掛けたもの（例：最低賃金額の10倍、1.5倍等）（係数および安額を（5）に記入してください。）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者年間収入額に一定の係数を掛けたもの（例：最低賃金額の10倍、1.5倍等）（係数および安額を（5）に記入してください。）	テ. その他																																		
30	35	26	27	24	21	24	20	15	13	20	22	14	12	15	17	17	8	4	0	10	27	0	10	3	12	11	5	4	4	0	0	11	11	
山形県	山形市															○					1.3					○						平成27	10	10%未満
山形県	米沢市	○	○	○	○	○	○			○	○									○			児童扶養手当の支給基準を採用											10%未満
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○	1.3		家族の長期療養等による二重生活の場合は、基準額係数を1.5倍まで緩和。	家族の長期療養又は不慮の事故・災害等で多額の出費を要し、学用品費や給食費等に不自由している場合、直近の収入等を基準と照らし合わせる。										10%未満
山形県	酒田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○			○				1.5					○						平成30	10	10%未満
山形県	鶴岡市	○	○				○										○				1.3					○						平成24	4	10%未満
山形県	東根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
山形県	上山市															○					1.45					○						平成25	8	10%未満
山形県	村山市	○	○	○	○	○	○				○				○			○			1.3													10%未満
山形県	寒河江市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○						平成27	4	15%未満
山形県	天童市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.4					○						平成25	7	10%未満
山形県	東根市		○	○	○	○	○				○	○			○			○			1.3													10%未満
山形県	南陽市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			○			○							10%未満
山形県	山辺町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2			○			○							10%未満
山形県	中山町															○					1.4					○						平成29年	4	5%未満
山形県	河北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4			○			○							5%未満
山形県	西川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した者											10%未満
山形県	朝日町	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
山形県	大江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					○			世帯全員の収入が非常に少なく、別に定める所得基準額を下回る者のうち、特に援助を必要とすると認められる者 【所得基準額】 世帯人員　所得基準額 2人　1，020，000円 3人　1，370，000円 4人　1，720，000円 5人　2，070，000円 6人　2，420，000円 1．世帯人員とは、家族全員もしくは、生計を共にする家族とする。 2．所得額とは、世帯人員すべての所得を合算した額とする。 3．母子・父子世帯の場合は、上記金額に27万円を加算する。 4．世帯員が6人を超える場合は、1人増すごとに35万円を242万円に加算する。										10%未満
山形県	大石田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3			○				○						10%未満
山形県	金山町	○	○	○		○	○				○						○				1.3					○						平成30	10	10%未満
山形県	最上町	○	○	○		○	○							○	○						1.3			○				○						5%未満
山形県	舟形町	○	○				○								○						1.3			○				○						5%未満
山形県	真室川町	○	○				○								○					○	1.3		その他教育委員会が認めた者（離婚・失職等の理由で扶養の程度を前前年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断された者）			○							平成24	12	10%未満
山形県	大蔵村	○	○				○										○			○	1.3		その他教育委員会において援助が必要であると認めた者。			○						H24	12	10%未満
山形県	鮭川村	○	○				○										○			○	1.3		その他教育委員会が認めた者（離婚・失職等の理由で扶養の程度を前前年あるいは前年の収入で判断できない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要があると判断された者。）			○		○						5%未満
山形県	戸沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			世帯の前収入が生活保護基準（生活扶助（Ⅰ類Ⅱ類）+期末一時扶助+教育扶助+学校給食費+住宅費）の1.5倍以下											10%未満
山形県	高畠町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																				5%未満
山形県	川西町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	1.3		民生員による実態調査			○								10%未満
山形県	小国町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3					○			○					10%未満
山形県	白鷹町														○						1.3					○			○					5%未満
山形県	飯豊町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3					○								5%未満
山形県	三川町				○	○	○	○						○		○				○	1.5		●災害、事故等により生活が困窮していると認められるもの ●保護者が死亡し、親戚縁者に引き取られた児童生徒を養育するもの ●家族に長期入院の者がいる、または身体障がい者及び知的障がい者がいい場合で、著しく経済的負担を及ぼしている者	収入については、「主たる収入者が就業先の倒産例により失業中である、または収入が減少した者」	○		○								5%未満
山形県	庄内町	○												○		○					1.3			係数（倍率）は、1.15倍、1.2倍、1.3倍、1.4倍の4つの基準を設けており、件数が多い1.3倍（母子及び父子家庭世帯等）を問（4）に記載した		○		○					平成25	7	10%未満
山形県	遊佐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○				1.3													10%未満

7. 令和5年度重要復興就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	1-1. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	1-5) 補足事項
30	35	33	1	1	12	12	12	22	22	0	2	35	0	0	10	10	10	35	23	0	2	11	9	9	2	2	2	0	0	0	7	35	12	12	20	20	20	2	2	1	3	14
山形県	山形市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,579					
山形県	米沢市	○			○	15,500	14,458					○						○	54,060			○	○	5,190								○	○	20,248								
山形県	鶴岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	23,760								学校給食費について物価高騰対策臨時交付金により市の単独事業によりR5.4～R5.9給食費無償化
山形県	酒田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	843								○	○	23,407								医療費:実績なし。 学校給食費:単価(@260)×回数 支給平均額:令和5年度予算計上単価
山形県	新庄市	○						○	11,520			○						○	50,600			○			○	39,620	0				実績なし	○			○	21,670	21,125					
山形県	寒河江市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,528					医療費実績なし
山形県	上山市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	39,600								○			○	22,690	20,944					・医療費は実績無し・支給平均額は1人当たりの額・オンライン学習通信費は事態学習開始後1人当たりの額
山形県	村山市	○	○	13,048								○						○	54,060													○	○	21,222								
山形県	長井市	○						○	15,220 ※		1年生は12,990円	○						○	40,600													○			○	21,490	20,070					
山形県	天童市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	21,927								平均支給額は令和4年度の実績額により記入 通学費及び医療費は実績上対象費目となっているが、支給実績がない。
山形県	東根市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,360								医療費については実費弁償だが、現在本市では高校卒業まで医療費が無料のため、該当者なし。
山形県	尾花沢市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	22,690								
山形県	南陽市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	17,369					
山形県	山辺町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	21,195					オンライン学習通信費:世帯に14,000円支給 医療費:中学校3年生までの医療費無償化制度により実績なし。 学校給食費:実費の9割分を支給。10月からは無償措置により支給なし
山形県	中山町	○			○	11,630	11,630					○			○	51,060/60,000	0				実績なし	○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	
山形県	河北町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	21,830	21,491					
山形県	西川町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,690					
山形県	朝日町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	7,067					実績がない費目については「平均支給額」を0円としています。
山形県	大江町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○			○	22,690	22,297					医療費及び給食費は無償化
山形県	大石田町	○						○	11,630			○						○	51,060													○			○	22,690	21,923					体育実技用具費・保護者購入額の1/2(上限額26,506円) 学校給食費・学校給食費の半額を市で支援 医療費・公費医療負担制度により医療自己負担費を0円としているため、援助費支給はなし。
山形県	金山町	○			○	11,630	11,630					○			○	20,470	20,470															○	○	24,700								
山形県	最上町	○			○	11,630	10,842					○						○	54,060													○			○	22,690	21,239					
山形県	舟形町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	0							実績なし	修学旅行費、卒業アルバム代、医療費について、対象費目だが実績なし。
山形県	真室川町	○			○	11,630	6,457					○			○	54,060	51,256															○			○	22,690	21,107					
山形県	大蔵村	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績なし。
山形県	鮭川村	○						○	11,630			○						○	54,060													○					○	22,690				
山形県	戸沢村	○						○	11,640			○						○	51,110													○					○	21,580				
山形県	高畠町	○						○	※		1学年:13,230円、その他学年15,500円	○						○	54,060													○							○		実費の50%
山形県	川西町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	19,209					
山形県	小国町	○						○	14,780			○						○	40,600			○	○	0							実績なし	○			○	21,490	21,490					本町は、学用品費と通学用品費は合算して支給し、1年生ははは10円、2～6年生は14,780円となっています。
山形県	白鷹町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060					○	○	0							実績なし	○			○	22,690	21,000					
山形県	飯豊町	○			○	11,420	11,420					○			○	40,600	0				R4年度支給実績なし											○			○	21,490	21,490					
山形県	三川町	○			○	11,630	10,896					○			○	54,060	58,020					○			○	40,020	0				実績なし	○			○	22,690	22,690					
山形県	庄内町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	23,024								
山形県	遊佐町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	23,394								通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助費の単価（一人当たり年間支給額） | | |